

笠間市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定等について

1. これまでの経緯

下水道事業は、その規模や特殊性から、地方公共団体の財政運営に与える影響が大きく、経営状況は厳しい状況が続いています。

このことは全国的な問題であり、平成27年1月には、総務大臣から都道府県及び人口3万人以上の市町村等については、平成32年度までに地方公営企業法適用の必要がある旨の方針が示されました。

それに伴い、笠間市では平成27年度に基本計画を策定し、平成28・29年度の2年間にわたり移行事務を進めており、平成30年4月1日に地方公営企業法を適用するため、関連する条例の制定・改正・廃止を行います。

2. 地方公営企業法（全部適用）について

- (1) 組織 原則として管理者を置くこととされていますが、笠間市においては条例により管理者を置かず、市長が管理者の権限を行います。
- (2) 財務 企業会計方式の複式簿記で、下水道課職員が経理を行います。
- (3) 職員の身分 企業職員となります。

		特別会計 (地方自治法)	企業会計 (地方公営企業法)
組織	管理者	市長	管理者非設置のため、 市長が管理者の権限を行う。
財務	経理の方法	官公庁会計方式 単式簿記	企業会計方式 複式簿記
	会計事務	会計管理者	企業職員
職員の身分		地方公務員 (地方公務員法適用)	企業職員 (地方公営企業等の労働関係 に関する法律適用)

3. 地方公営企業法適用の効果

企業会計に移行することにより、企業としての独立採算制が重視され、経営状況の明確化、経営の弾力化、経営意識の向上が見込まれます。また、資金の流れや資産・負債がどの程度あるのか把握できます。

このことにより、使用料金の適正化、合理的な施設の維持管理など、経営の健全化につなげることができます。

すでに法適化をしている水道事業に地方公営企業の適用方針（全部適用・管理者非設置）をなっており、水道と下水道に共通している業務の一体化や類似業務の統合による経営コストの削減、上下水道の連携強化による市民サービスの向上といった効果を期待しています。

4. 条例の制定・改正・廃止

No.	条例名称	主な内容	区分
1	笠間市公共下水道事業の設置等に関する条例	地方公営企業法に基づき、笠間市公共下水道事業の設置及び経営の基本に関する事項について定める。	制定
2	笠間市特別会計条例	笠間市公共下水道事業特別会計の削除	改正
3	笠間市公共下水道条例	市長から管理者に変更	
4	笠間市公共下水道事業受益者負担に関する条例	市長から管理者に変更	
5	笠間市都市下水路管理条例	市長から管理者に変更	
6	笠間市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	水道企業職員を企業職員に改める。	
7	笠間市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	水道企業職員を企業職員に改める。	
8	笠間市公共下水道事業基金条例	廃止	廃止

5. 今後のスケジュール

時期	内容
平成29年12月	議会定例会 【笠間市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定等】
3月	議会定例会 【笠間市行政組織条例・笠間市職員定数条例】
平成30年 4月 1日	公共下水道事業 地方公営企業法適用

《参考》

笠間市公共下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、笠間市公共下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共下水道事業への法の全部適用)

第2条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、公共下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(公共下水道事業の設置)

第3条 下水を排除し、又は処理し、市民の環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業を設置する。

(経営の基本)

第4条 公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の処理区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画において定める処理区域とし、公共下水道事業の処理人口及び処理水量は、当該事業計画において定める処理人口及び処理水量とする。

(組織)

第5条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、公共下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、公共下水道事業の管理者としての権限を行う市長（以下「管理者」という。）の事務を処理させるため、上下水道部に下水道課を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付き寄附の受領等)

第8条 公共下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的の価額が1,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が300万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第9条 管理者は、公共下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、公共下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。